

遺伝子組換え表示対象品目の見直し（平成18年度）について（案）

1. これまでの見直し経緯

遺伝子組換え食品の表示については、平成13年4月より、「食品衛生法」に基づく「食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）」第21条及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）」に基づく「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」という。）」により、表示が義務づけられている。

遺伝子組換え食品の表示対象品目については、規則別表第7並びに基準別表1及び別表2に掲げられているが、基準附則第2項では、1年ごとに見直しを行うこととされており、平成12年3月に基準が制定されて以来、「表示対象品目の見直しの進め方について」（別紙）に従って、これまで毎年必要な見直しを行ってきているところである。

平成12年度	・高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びその加工品を表示義務対象品目に追加。 （農林物資規格調査会部会（平成13年2月））
平成13年度	・ばれいしょ加工品を表示義務対象品目に追加。 （農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会（平成13年7月及び10月））
平成14年度	・見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 （第3回食品の表示に関する共同会議（平成15年2月））
平成15年度	・見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 （第14回食品の表示に関する共同会議（平成16年3月））
平成16年度	・アルファルファ及びアルファルファを主な原材料とするものを義務表示対象品目に追加。 （第22回食品表示に関する共同会議（平成17年3月））
平成17年度	・てん菜及びてん菜（調理用）を主な原材料とするものを義務表示対象品目に追加。（第28回食品表示に関する共同会議（平成18年3月））

現在、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ及びてん菜の7つの農産物と、これを原材料とする加工食品のうち32食品群が遺伝子組換え表示の対象となっている。

2. 18年度の見直しの方向

平成18年度は、遺伝子組換え高リシンとうもろこしが、新たに食品として安全性審査が行われている状況等を踏まえ、以下のとおりJAS法に基づく表示対象品目の追加を行うことが適当である。

基準別表3（第3条関係）

- ①形質に「高リシン」を追加する。
- ②加工食品に「1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの」を追加する。
- ③対象農産物に「とうもろこし」を追加する。

※ なお、食品衛生法に基づく表示では、すでに「とうもろこし」については表示の対象となっている。今回の改正は、JAS法に基づく特定遺伝子組換え農産物の追加であるため、食品衛生法に基づく規則の改正は行う必要がないものである。

<参考>安全性審査の状況

開発者によれば、平成20年春から米国での商業栽培を開始する予定であるとのこと。

(1) 食品としての安全性

遺伝子組換え高リンとうもろこしは、飼料用として開発されたものであるが、商業栽培が進めば、食品用として利用される可能性は否定できず、また、意図せざる混入等により、食品用として流通する可能性を否定できないことから、食品安全委員会において、食品としての安全性について審査が行われているところ。

平成17年12月8日 厚生労働省より食品安全委員会に対し遺伝子組換え高リンとうもろこしの食品健康影響評価依頼

平成18年1月18日 同委員会遺伝子組換え食品等専門調査会において議論開始

平成19年1月16日 同委員会遺伝子組換え食品等専門調査会において「ヒトの健康を損なうおそれはない」との評価結果(案)が取りまとめられる

平成19年2月15日～3月16日 1ヶ月間のパブリックコメントを実施

今後、パブリックコメントを踏まえて、食品安全委員会から最終的な評価結果がとりまとめられる予定。

(2) 飼料としての安全性

農業資材審議会において平成18年2月から飼料としての安全性を審査。

平成19年3月20日、安全性確認を行うことは適当であるとの答申がなされた。

なお、平成17年12月、食品安全委員会に対し、食品健康影響評価を依頼。同委員会遺伝子組み換え食品等専門調査会において、飼料としての安全性について審査が行われているところ。

(3) 野生動植物への影響(カルタヘナ法のもとでは生物多様性への影響を評価)

カルタヘナ法に基づき一般的使用のための承認申請があり、生物多様性影響評価検討会において学識経験者の意見を聴いた結果、生物多様性影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であるとの判断。平成19年2月23日～3月26日の間パブリックコメントを実施中。

、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) (略)

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の割合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

3・4 (略)

別表3 (第3条関係)

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 <u>とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）</u> 2 <u>第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</u>	<u>とうもろこし</u>

別表3 (第3条関係)

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆

(平成13年度第1回農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会資料1より抜粋)

平成13年7月16日
農林物資規格調査会部会

表示対象品目見直しの進め方について

遺伝子組換え食品の義務表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく遺伝子組換えに関する品質表示基準（以下「基準」という。）により、対象農産物として別表1に掲げる5つの農産物と、対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして別表2に掲げる24の加工食品群がその対象として定められている。

これら義務表示の対象となっている食品については、上記基準の附則第2項により、遺伝子組換え農産物の流通実態、食品中のDNAの検出方法の進歩、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直しを行うこととされている。

この見直しについては、以下の方針で行うこととする。

1. 農産物

義務表示対象農産物については、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目として基準の別表1に掲げられている。

別表1以外の農産物であって、厚生労働省における安全性確認が行われ、我が国で流通する可能性のあるものについては、本部会を開催し、当該品目の追加について審議を行うこととする。

なお、現在までのところ、新たな品目について安全性確認は行われていない。

2. 加工食品

義務表示対象加工食品については、義務表示対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして24食品群が基準の別表2に掲げられている。

この義務表示対象加工食品の決定に際しては、平成11年に農林水産省において217点の食品を分析し、DNAが検出されたものを選定した。

本見直しにおいても同様の考え方をとることとし、義務表示対象農産物を原材料とする加工食品であって、義務表示対象加工食品以外の品目について、独立行政法人農林水産消費技術センターがその時点において確立された最新の検出技術によりDNA定性分析を行い、その分析結果に基づき、別表2の見直しを行うこととする。

3. 分析方法

前回の分析では、実態として遺伝子組換え農産物のみを用いて加工した食品が入手できないことから、市販の加工食品について、原料農産物に由来するDNAが残存しているかどうかをPCR法で分析し、残存が確認された場合には、遺伝子組換え農産物を原料に使用した場合に組み換えられたDNAも残存する可能性があるものとしており、本見直しにおいても、同様の方法を採用することとする。

遺伝子組換え食品の表示

- 遺伝子組換え農産物及びこれを原料とした加工食品には、「食品衛生法（食品衛生法施行規則（以下「施行規則」）第21条）及び「JAS法（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7上第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」）により、以下のような表示が義務づけられています。

（遺伝子組換え食品の表示方法）

- (1) 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの^{注1)}

高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする大豆油等



義務表示

「大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）」等

- (2) 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

- ① 農産物及び加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存する加工食品（豆腐、スナック菓子等32食品群）

ア 分別生産流通管理^{注2)}が行われた遺伝子組換え農産物、及びこれを原材料とする加工食品



義務表示

「遺伝子組換えのものを分別」「遺伝子組換え」等

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物、及びこれを原材料とする加工食品



義務表示

「遺伝子組換え不分別」等

ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物、及びこれを原材料とする加工食品



任意表示

「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」等

- ② 加工後に組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が残存しない加工食品（食用油、醤油等）



任意表示

注1) (1)は消費者の選択に資するための表示であり、JAS法（「基準」）のみにより定められている。

注2) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいう。

分別生産流通管理が適切に実施されている場合には、5%以下の意図せざる混入はやむを得ないものとして認められている。

○ 表示の対象となる食品

(1) 農産物（7作目）

大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜

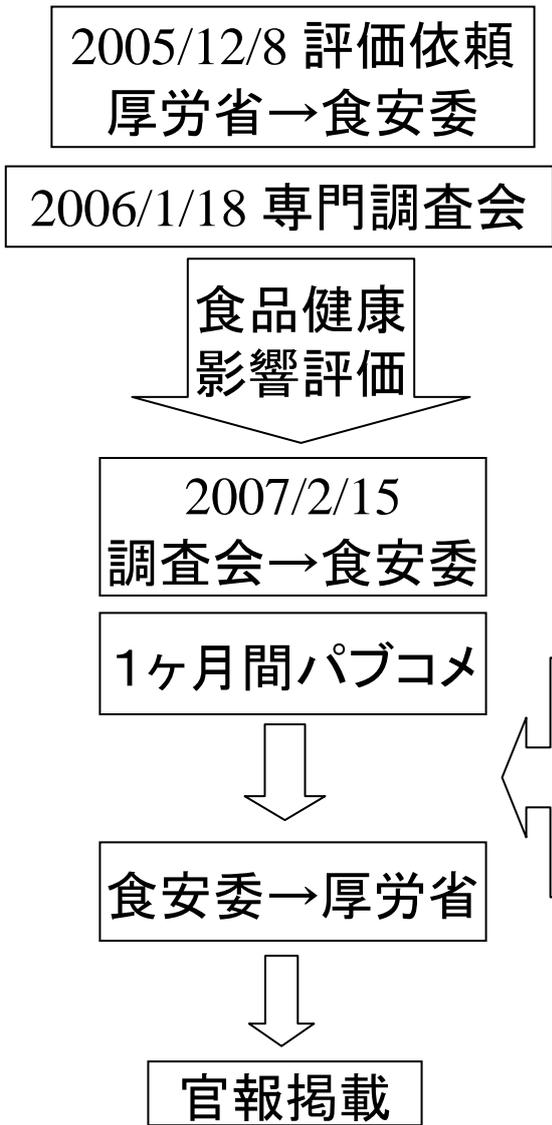
(2) 加工食品（32食品群）

加工食品群	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば・	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類・	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰・	大豆
8 きな粉・	大豆
9 大豆いり豆・	大豆
10 1から9までを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰め	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く）	とうもろこし
23 とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 16から20までを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 25から28までを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ
31 アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
32 てん菜(調理用)を主な原材料とするもの	てん菜

注1) 表中10~15、21~24、29~32は食品群を表しており、これに該当する加工食品は相当数になる。

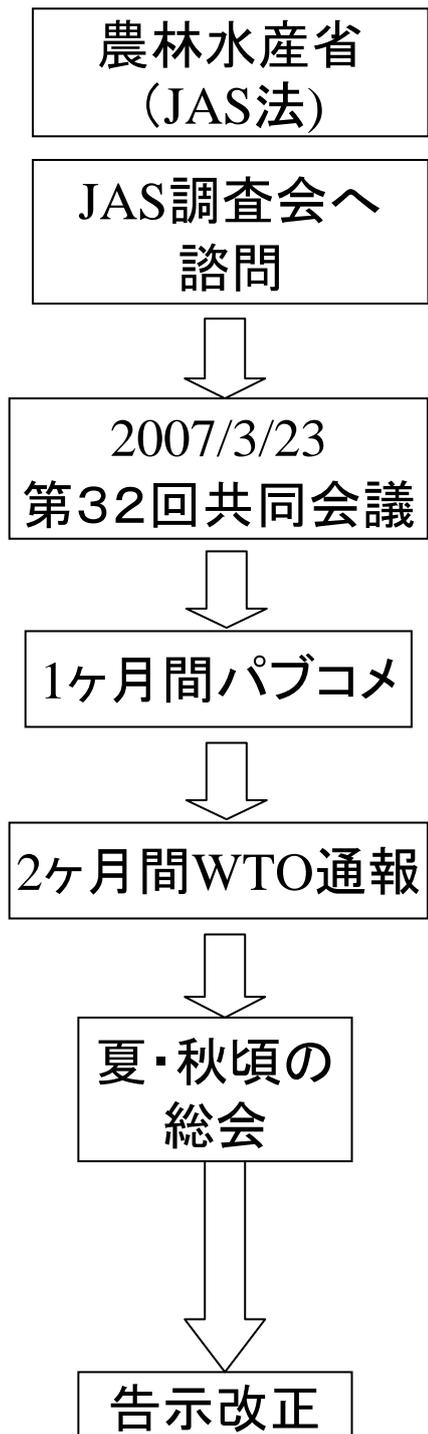
注2) 主な原材料とは、加工食品の全原材料のうち、重量が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のものをいう。

注3) 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、ひろく認められた最新の技術によっても検出できない加工食品については、表示の対象外としている。具体的には、醤油、大豆油、コーンフレーク、コーン油、異性化液糖などが該当する。



手続きのスケジュール

表 示



現在